

厚生常任委員会会議録

平成15年11月14日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ○中西 和夫 西谷 剛周
里川 宜志子

欠席委員 森河委員

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	西田 哲也	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 係 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会 （午前9時00分）

署名委員 中西委員、西谷委員

委員長 おはようございます。

ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。森河委員より欠席の通告を受けております。それでは、本日の会議を開きます。始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、中西委員、西谷委員のお二人を指名いたします。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査（1）（仮称）総合福祉会館整備計画でございます。閉会の厚生常任委員会以後、建設候補地の地権者の方々に用地の協力を得るべく、引き続き交渉にあたっているところでございます。更に地権者の協力を得られますよう、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 非常に、用地取得は難しいとは思ふんですけれども、この厚生常任委員会でも整備検討委員会でも、最も委員皆さんが心配しているところなんで、課長の方からも鋭意努力をしていると、町長の挨拶の中にもありましたけれども、町としては目標を持ってだいたい進めていただけたらな、と思ふんですけれどもそういった目標なんかにつ

いては、持っておられるかどうかだけ、確認させていただきたいと思
います。

町 長

これも最初の段階で申し上げましたように、当初は福社会館の近く
という事で現状場所を確保された時には、議会等のいろいろの関係で
用地を取得しなければいけないというようなことから、もう一度検
討委員会を開かせていただいて、これはおっしゃっていただくように、
用地が取得できるか、それは・・・この関係等については、私はか
なり難しいのではないかと、そういう当時の計画では平成16年、17
年の計画を立てていますが、・・・よっては時期がずれていく可
能性もある。委員会でも、ただ、そう簡単にできませんよ、と。皆様
方が期待していただく様に、そう簡単にやっぱり相手がある事ですか
ら、慎重にかかっていかなかったら、そうはいきませんから日程的に
は当初は16、17年の計画ですけれども、ひょっとしたらずれこむ
可能性もあるという事をご理解いただきたい。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。本件については、説明を受け
一定の審査を行ったということで終わります。

次に、9月議会からの継続審査事項となっています(2)陳情第5
号から(4)陳情第7号までを一括議題といたします。委員から意見
質疑等をあればお受けしてまいります。

西谷委員

これまでに奈良県下で同一の陳情が出てると思うんですが、奈良県
下の中で各市町村の対応で、実際これについて結果の出てるところが
あったら、具体的にちょっと説明していただきたいんです。

住民生活
部長

町長の挨拶の中にもありましたように、まず、橿原市が9月25日
付けの新聞報道にもありましたように、全会一致で意見書の採択がさ
れております。この12月議会でも市独自の条例を持っておられる
所で改正が可能なものについては、一応12月議会に条例改正案を上

程されていくというように聞いておりますし、その他市独自の要綱とか規則等を持っておられる分につきましても、各々検討していった、削除できるものは削除していくというような考え方であるというように聞いております。あと、近接の関係でいきますと平群町の方では10月2日付けの新聞報道がなされておるんですけど、意見書の採択はなされておられない状況ではありますけれども、これは議会の一般質問の所で議員の方から質問がありまして、行政の取組として一定の考え方を示されておって、その中で意見書の採択はなされていないかと思っておりますけれども、平群町の方では一応、町独自の条例等につきまして、改正、削除が可能なものにつきましては、順次改正、削除をしていきたいという様に、今現在取り組んでおられるというように聞いております。私の方で把握しておりますのは一応橿原市と平群町の1市1町の関係でございます。

事務局長 広域7ヶ町の各議会の関係でございますが、電話で確認させていただいたところ、現在のところ委員会の審議等もなされておられません。また、当然本会議にも上程はされておらないという事です。ただ1件王寺町については、継続中という事で審議にかけられるという状況を聞いておりましたが、現在審議にかけられておらずに、保留という状況で、広域7ヶ町の動きとしては斑鳩以外ないという事です。

委員長 ただ今局長の方から広域7町の方の説明がございましたが、委員の方から何かご意見ございませんか。

里川委員 前に総務部長が答弁していただいたと思うんですけども、陳情第7号については、町の方へも提出をされているという中で、町としても今後調査をしていきたいというような状況であったと私は認識しているんですけども、それにつきまして、前回そういったご答弁頂いてる中で、これまで町の方はこの公文書に対してどのような整理というのか、考え方でやっていただいているのか、更にお聞きしておきたい

と思います。

総務部長 前回そういった方向で答弁させていただいた中で、町の公文書中に性別記載のある文書がどれだけあるのか調査をさせていただきました。そういった中で文書数で189ありました。それらにつきまして特に国の条例等につきましては37、県の条例等で34、町の条例で5、町の規則等で26、町の要綱等で45、指針で29、その他事務処理上の関係で13、の内訳でございました。そうした事でただ今どんな文書があるかという事の調査の段階まで来ております。

里川委員 ありがとうございます。前回お答えいただいたように調査は進んでいるようですので、あとは町の姿勢として、先ほど部長のご答弁ありましたが、平群町ではそういった一定の姿勢を見せているという事なんですけれども、斑鳩町としては、町も受けられていると思うんですけれども、この陳情をね。町としてこの陳情に対してどういう姿勢を取ろうというような考えでおられるのかを確認させていただけたらと思います。

住民生活部長 委員からご指摘いただいております件につきましては、前回の委員会におきましても総務部長の方からも、私の方からも、国の法令とか県条例とかで規定されるものにつきましては、町独自の判断で削除していくという事にはなれないと。町独自のものにつきましては、その性別を削除しても事務執行上に問題が生じないかどうかというものを研究させていただく中で、削除できるものについては削除していくというようなお答えをさせていただいておりますので、先ほど委員からご質問ありましたように町の調査もするという事でお答えをさせてもらって、町の調査結果も出ておりますので、それらの資料を基にして削除は可能であるのかどうかという事を研究させていただく中で、できるものについては一定の方向を見出していきたいと考えております。

委員長 他にございませんか。ないようですので、委員会として、質疑を終結したいと思います。委員会として、協議したいと思いますので暫時休憩いたします。

(午前9時11分 休憩)

(午前9時43分 再開)

委員長 再開いたします。
休憩中に委員と相談させていただいて、意見をまとめましたので、里川意見がございましたら。

里川委員 私はこの性同一性障害の陳情者が出てきております、法律ができた事については評価できるんですけども、この法律の法改正、制度改正について、公布から3年後と。陳情された方々につきましては、いろいろな法律の中で自分達が十分満たされない部分があるんだと、いう思い。そういったものについてはやっぱり汲み取りたい、私としては陳情者の意思を汲み取りたいと感じます。それと法律などで性別の記載を義務付けている文書という事で陳情者の方が出てきましたこれにつきましても、先ほど町は町独自のものについては、調査した後、今後削除可能なものについては、適宜検討を実施していくとお願いしていただいておりますけれど、実際さっきの答弁にもあるように、国に関するもの37、県に関するもの34、という事で国県に関するものは町としてはやっぱりできないという事の中で、やっぱり国県に対してもこうした文書について削除できるものは、して行ってほしいという風に陳情者も思っておられると思いますけれど、私自身もやっぱりそういう意見を上げていくという事は大事ではないか、という風に思っておりますので、陳情者の意思というのは汲み取りたい、汲んでいきたいなと感じました。町の方については、調査していただいた後今後も続けてそういった一定の方向、先ほど答弁して頂いておりますので、

それについては今後も期待をしていきたいと思っております。

西谷委員 陳情者の心情は十分に理解はできますし、これはやっぱり病気だという部分では理解します。以前に嫁姑のトラブルの原因となった痴呆症やアルツハイマーなどが医学的に検証されて国民に認知されて、現在にきてるわけですが、この問題についてはやはり国民に認知するまである程度の期間が必要ではないかなと考えます。その中では国が3年後に見直しを検討する中で、実際に今現在早急に性別を外す事というのは、本人の確認も含めて行政への弊害も予想される中では、斑鳩町でできるものについてはやる。しかし陳情書としては採択しないという事の方がいいのではないかなと思います。

委員長 当委員会としては、陳情者の趣旨を尊重したいとの意見もありましたが、性別を外す事による行政への弊害等も予想される事も考えられ、国も施行後三年後を目途として見直しも検討される中、意見書の採択はできないが、町として対応できるものについては、順次改善をされるよう要望したいと思えます。当委員会として要望いたします。

次に、12月定例議会提出予定議案について予め説明を受けることにいたします。はじめに、(1)平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長 12月定例議会提出が予定されています、国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。まず歳入でございますが、職員給与費等繰入金、国民健康保険基盤安定繰入金、財政調整基金繰入金のそれぞれの増額と、財政安定化支援事業繰入金の減額の補正を予定をさせていただいております。職員給与費等繰入金につきましては、担当職員の異動及び人事院勧告等によります人件費、並びに事務費用の補正に伴うものでございます。また、国民健康保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金はそれぞれ確定したことによります補正

を行い、予備費を減額しても、なお歳入に不足が生じますことから、基金からの繰入の増額補正を予定しているものでございます。歳出では、人件費及び奈良県国民健康保険団体連合会が行っております診療報酬明細書の共同電算処理システムの改定に対応するためのパソコン導入等にかかる経費の増額の補正と歳入の減額に伴います予備費の減額補正を行うものであります。なお、額につきましては、現在財政と最終詰めに入っておりますので、ご了承賜りたいと思います。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご報告申し上げます。今回補正をお願いいたしておりますのは、国民健康保険団体連合会におきまして介護保険給付の適正化を目的として介護費用適正化対策事業といたしまして、事業費補助率100%の40万円が実施されることとなりまして、その事業の今年度中の実施に伴いまして科目を新設いたしまして、給付金の受入れに伴います増額補正をお願いするものであります。まず歳入では、第10款諸収入、第2項雑入、第5目雑入で介護費用適正化給付金の増額補正を予定しております。歳出におきましては第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費で介護費用適正化対策事業実施に伴います、国民健康保険団体連合会との間で伝送システムを構築することが必要である事に伴いまして、それに伴う経費といたしまして科目を新設いたしまして、需要費の消耗品費並びに委託料、備品購入費等で増額補正を予定しております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上、12月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。(1)平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、当委員会に属するものについての報告を求めます。

福祉課長 それでは、住民生活部各課所管に係ります平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきまして一括してご説明させていただきます。まずはじめに、住民生活部の各課の人件費についてであります。人事院の勧告に基づきまして、各課におけます人件費につきまして関係します費目におきまして補正を予定しておりますところでございます。まず福祉課でございますが、歳入におきまして、第12款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金で、児童手当の支給対象児童の増によります増額補正を予定しております。次に第13款県支出金では、第1項県負担金、第2目民生費県負担金で国庫負担金と同様の理由により、増額補正を予定いたしております。また、第2項県補助金、第2目民生費県補助金では産休等代替職員設置事業補助金の受入れによります増額補正を予定しております。歳出におきましては第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童手当費で児童手当の支給対象児童が当初より増加した事によります扶助費の増額補正を予定しております。次に健康推進課でございます。歳入では第12款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金につきまして、国が負担する国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴いまして保険基盤安定負担金の増額補正を予定しております。次に第13款県

支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金におきまして、県が負担する保険基盤安定負担金の交付額の決定に伴い、保険基盤安定負担金の増額補正を予定しております。次に第2項県補助金、第2目民生費県補助金におきましては、心身障害者、母子、重度心身障害老人等医療費の支出の増加に係る民生費県補助金の増額補正を予定しております。次に歳出におきましては第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、国民健康保険事業特別会計への繰出金について、国保担当者の人件費及び事務経費の増額に伴いまして、国保職員給与費等繰出金の増額を補正し、また国保財政安定化支援事業に係る交付税の確定に伴い、国保財政安定化支援事業繰出金の減額補正を予定しております。次に第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目医療対策費におきまして、心身障害者、母子及び心身障害老人等の医療費の増加が見込まれるため、それに係ります扶助費について、増額補正を予定しております。第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目国民健康保険医療助成費でございますが、保険基盤安定負担金の決定に伴い、国保保険基盤安定繰出金の増額補正を予定しております。次に環境対策課におきましては、歳出では第4款衛生費、第4項清掃費、第2目塵芥処理費、第4節共済費で、衛生処理場臨時清掃員の社会保険料の月額算定届によりまして、標準報酬月額が9月から1等級上がった事によりまして、社会保険料が不足する事となり、増額補正を予定しております。次に、同目第7節賃金で、衛生処理場の焼却灰を運搬する臨時職員につきまして、焼却灰の運搬以外にも灰出しの準備等のため勤務を必要としたため、増額補正を予定しております。また、第15節の工事請負費であります。ごみステーションの整備につきまして、自治会長様をはじめ、住民の皆様方のご協力によりまして、当初予算に計上いたしました予算で17ヶ所の整備が完了し、その後も11自治会から19ヶ所のごみ収納ボックス等の設置要望をいただいております。また、今後の要望も想定する中で今年度中に施工をしていきたいと考え、増額の補正をお願いしたいと考えております。以上が住民生活部各課所管に係ります平成15年度斑鳩町一般会計補正

予算（第7号）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告のあったことについて、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 参考までにちょっとお聞きしておきたいんですが、住民生活部に係る人勧に関する分での補正ですね、およそどの程度になるのかという事と、ステーションの問題についてはこれまで当初予算少ないののではないかと、とそういう方針出した割りに少ないという事で、ちゃんと補正を組んでまでやるという事をお聞きしてたんですけど、この補正の額がどの程度になるのかという事、その2点だけお聞きしておきたいなと思います。

総務部長 人勧の分は、全体として把握、数字を掴んでおりますけれども、ただ今数字的なものを持ち合わせておりませんので、具体的な数字としてはお答えさせていただく事ができませんので、ご容赦お願いしたいと思います。

環境対策課長 ごみステーションの関係につきましては、当初予算におきまして300万円計上させていただいております。残り、今説明がございましたように、11自治会の19ヶ所という事で400万円の予定をしております。

里川委員 人勧の件につきましては、職員の給与条例の改正が決定すれば、きちっとした数字になるので、12月議会の方ではそういった数字の方もきちっと表れてくるのかなと思ったんですけど、事前に把握できていればお聞きしておきたいと思ったんで、これについては後日知る機会があると思いますので、結構です。

委員長 次に、（2）斑鳩町住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼

動に伴う状況について、理事者の報告を求めます。

住民課長 それでは（２）斑鳩町住民基本台帳ネットワークシステムの第２次稼動に伴う状況についてご報告させていただきます。住民基本台帳カードの申請でございますが、１０月末現在で２９件ございました。そのうちカードの交付済み件数が２６件ございます。広域交付につきましては、斑鳩町の方が他町村で住民票の交付を受けられましたのが７件、他町村の方が斑鳩町で住民票の交付を受けられましたのが５件でございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（３）郵便局における証明書等の交付取扱い件数の状況について理事者の報告を求めます。

住民課長 それでは（３）郵便局における証明書等の交付取扱い件数の状況についてご報告申し上げます。１０月分の件数でございますが、竜田郵便局が１９件、法隆寺郵便局が９件、斑鳩興留郵便局が１７件で、１日平均２．１件となっております。６月から１０月までの合計の発行件数でございますが、３５４件となっております。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受け致します。

（ 質疑なし ）

委員長 他に理事者側から報告することはございませんか。

（ 報告事項なし ）

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

里川委員 保育所の関係なんですけれども、全国的な流れの中で、保育所の待機児童というのは結構最近増えてきているんだという流れがあって、これまで斑鳩町では、私がお聞きしたりする中では斑鳩町ではなんとか待機を出さずにいってるという事を答えていただいていたと思うんですけどね、来年度についてはどんな状況なのかな、というのがちょっと心配なんですけれども、それについてちょっとお答えをいただきたいと思うんですが。

福祉課長 保育所の児童の待機状況でございます。今のところ現在につきましても待機児童につきましてはないという事で確認させていただいております。12月から0歳児の方で何人かお入りいただくようになってますけれども、それらの方も待機なしで、という事でさせていただいている状況でございます。来年度の入所の関係でございますけれども、今のところ何月に入所とかいう事の待機状況は聞いておりませんので、今のところは待機児童はないという事でご確認いただきたいと思っております。

里川委員 分かりました。全国的な流れの中で、来年度の事も心配だったんですが、あとですね、斑鳩町は保育についてもかなり進んだ取組をやっていただいているんですが、一時保育の状況についてですね、利用の状況、もし分かるようでしたら今年度の実績というんですか、状況をお聞かせいただけたらありがたいなと思うんですけど。

福祉課長 今ちょっと手元の方に資料持ち合わせておりますのは15年の6月

1日現在という事でお考えいただきたいと思います。一時的保育の非定形型保育の方なんですけど、4月、5月6人という事でございます。緊急保育の方ではないという事でございます。4月の3人の内訳ですけれども、1歳児1人、2歳児1人、3歳児1人という事でございます。今の所、阿波保育園の方で一時保育をお願いしております。そういった意味で現在、非定形で6人という事なんですけれども、非常に利用のサービスが少ないという事なんですけれども、これにつきましても町の広報とか、保育所の事業の内容とかいう事で入園の前に当然要覧とかいうのを渡しますので、そこにも記載をさせていただいておりますので、その辺のPRも、保育所並びに担当課の方も重視させていただいている状況でございますのでよろしく申し上げます。

里川委員 緊急はないという事なんですけど、一時保育の場合、お母さんの急なご病気であったり、急な出産、当初見込んでたより急になったりしたら、ほんとにすぐ必要になってくるケースというのもあると思うんで、申込とか配慮はしていただいていると思うんですけど、そういった手続き関係、きちっと簡素化されて利用者の状況に対応してやっていただける事を是非お願いしたいと。その事と一時的に入所する子は、日常的に行っていない子どもさんへの保育士さんの配慮ですね、そこへ急に行くとけ込むのに時間かかったりする。その事も配慮もちろん、皆さんプロですから心得てはいただいているとは思いますが、さらにこういう時代ですので子どもも精神的にいろいろ揺れ動く事の多い状況、いくつになってもそういう状況がたくさん世の中にある状況の中では、さらにそういった配慮についても行政側も気をつけていただきたいという事をお願いだけしておきます。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時07分閉会)